

固定資産現所有者及び相続人等代表者申告書

令和 年 月 日

南島原市長 様

申告者 住 所  
氏 名 ⑩  
電話番号

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、南島原市税条例第 74 条の 3 の規定に基づき、地方税法第 384 条の 3 に規定する現所有者（以下、「現所有者と言  
う。」を下記のとおり申告します。併せて、下記の者を、地方税法第 9 条の 2 に規定する相  
続人代表と現所有者の代表者を兼ねたもの（以下、「相続人等代表者」という。）として申告  
しますので、納税通知書等は同人宛て送付ください。

なお、この届出を原因・遠因とする問題が発生した場合も当事者間で解決することを申し  
添えます。

記

被相続人	ふりがな			
	氏 名			
	死亡時の住所	〒		
	死亡年月日	年 月 日		

相続人等代表者	ふりがな				続 柄	
	氏 名	⑩				
	個人番号	.....	.....	.....	.....	.....
	住 所	〒				
	生年月日	年 月 日	電話番号			

(裏面)

### その他の相続人（現所有者）

氏名	住所	続柄	生年月日

- ※ この申告の有無にかかわらず、各相続人は連帯して納税義務を負うことになります。
- ※ この申告は、相続登記が行われるまでの固定資産税の納税通知書等の送付先、所有関係を確認するためのものであり、他の相続関係の手続きとは一切関係ありません。
- ※ 登記名義人を変更するには、別途法務局で登記申請を行う必要があります。
- ※ 相続人等代表者が決まらない場合は、相続人等代表者は記載せず提出してください。  
この場合、納税通知書は市で指定した方に送付することになります。
- ※ 口座振替を希望される場合は新たに申請が必要です。亡くなられた方が登録された口座振替は継続されませんのでご注意ください。

## 相続登記は必ず行いましょう

相続登記がされなかったことによるトラブルが、最近増えています。  
子どもや孫に後難を残さないよう、相続登記は必ず行いましょう。

・名義を変えられない！  
・知らない納税通知書が  
突然届いた！